

## 和歌山県下請等中小企業者の取引条件改善に向けた取組 に関する連携協定

経済産業省（以下「甲」という。）と和歌山県（以下「乙」という。）は、次のとおり和歌山県内の下請等中小企業・小規模事業者（以下「県内下請等中小企業者」という。）の取引条件改善に向けた取組に関する協定を締結する。

（本協定の目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が、県内下請等中小企業者の取引実態に関する聞き取り調査等を、相互に連携して効率的、効果的に実施し、その結果を必要に応じて商慣行是正や取引適正化に向けた取組につなげること等により、県内下請等中小企業者の取引条件改善を図っていくことを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項に協力して取り組むものとする。

（1）県内下請等中小企業者への聞き取り調査

ア 県内下請等中小企業者に関する情報交換

イ 県内下請等中小企業者への聞き取り調査の分担、共同実施

ウ 調査項目及び使用フォーマットの共有

エ 甲から乙または乙から甲への県内下請等中小企業者への聞き取り調査の実施依頼

オ 乙による聞き取り調査結果の甲への報告

（2）県内下請等中小企業者への施策等の周知・啓発

ア 甲の施策や改善状況等の乙への情報提供

イ 甲の施策説明資料等の乙への提供

ウ 関連セミナー、説明会等の協同開催

（3）その他前条の目的を達成するために必要な事項

(秘密保持)

第3条 この協定に基づく取組において、甲及び乙が入手し、相互に開示した情報については、互いに秘密を保持することとする。ただし、関係する県内下請等中小企業者の承諾が得られ、甲及び乙の双方が了解した場合はこの限りではない。

(協定の有効期間)

第4条 本協定の有効期間は締結日から平成31年3月31日までとする。ただし、有効期間満了までに甲乙いずれからも申し出がないときには、更に1年間有効期限を延長するものとし、以降も同様とする。

(その他)

第5条 甲乙いずれかから協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上変更を行うものとする。

2 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義を生じた事項については、甲乙協議の上解決するものとする。

本協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、署名の上、各自1通ずつ保有するものとする。

平成30年7月23日

(甲) 経済産業大臣

(乙) 和歌山県知事